

（仮称）会津能楽堂の建設に関する協定書の締結について

有限責任中間法人会津能楽堂建設協会が建設を予定している（仮称）会津能楽堂について、市有地（鶴ヶ城公園内）への建設を許可することとしたため、有限責任中間法人会津能楽堂建設協会と会津若松市の間で能楽堂建設に関する協定書を締結するものです。

1. 協定事項要旨

- 能楽堂は有限責任中間法人会津能楽堂建設協会が建設するものとし、市はその建設用地を提供する。
- 建設用地は都市公園鶴ヶ城公園内（文化センター南側）とし、都市公園法に基づく公園施設の設置許可によるものとする。
- 建物完成後は市が寄付を受けるものとする。

2. （仮称）会津能楽堂の建設用地の提供について

本市における伝統文化の育成と後世への継承を図ることは、地域の芸術文化の振興に大きく寄与するものであることから、有限責任中間法人会津能楽堂建設協会が能文化の継承とその活動の拠点となる能楽堂を自らの手で建設しようとする活動に対し、市の協力支援の一つとして、文化センター南側の市有地を（仮称）会津能楽堂の建設用地として許可するものです。

また、（仮称）会津能楽堂を広く一般に供用し文化的有効利用を図るため、建物完成後は市が寄付を受け管理運営するものです。

3. これまでの経過

平成 16 年 8 月、それまでの能楽堂建設実現に向けた活動をより推進するため、会津能楽会の資金拠出による「有限責任中間法人会津能楽堂建設協会」が設立されました。その後、同協会と市との間で建設場所をはじめとする諸課題について協議を進めてきた経過にあります。そのような中、平成 19 年 8 月に同協会より能楽堂の建設方針が示され、また平成 20 年 2 月には具体的な建設計画が提出されたことから、両者間で建設実現へ向けた詳細な協議を行い本日の協定書の締結に至っております。

4. 今後の予定

- 平成 20 年 7 月 3 日 （仮称）会津能楽堂建設に関する協定書の締結
- 平成 20 年 9 月 （仮称）会津能楽堂建設着工（予定）
- 平成 21 年 5 月 （仮称）会津能楽堂建設竣工（予定）

5. （仮称）会津能楽堂の概要

別紙のとおり